

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十一日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第一号

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例

聖籠町議会委員会条例（昭和六十二年聖籠町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四項を第七項とし、第一項から第三項までを三項ずつ繰り下げ、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。